

事務連絡
平成30年10月17日

福祉用具貸与事業者各位

今治市健康福祉部
高齢介護課長

福祉用具貸与の取扱いについて

日頃より本市の介護保険行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、平成30年4月の介護保険制度改正により、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、福祉用具専門相談員が機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示するほか、利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することが義務づけられました。

なお、それに伴い、平成30年10月以降の留意事項について、以下のとおりになりますので、ご留意いただくとともに適切な運用をお願いします。

- 1 福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格も利用者に説明することとなります。
- 2 福祉用具貸与事業者においては、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されない。

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省ホームページで公表されましたので下記の添付ファイルよりご確認ください。

○掲載先（厚生労働省ホームページ）

「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

今治市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係 TEL : 0898-36-1526 (直通)
